

## VI 学校給食の事故等の対応

日頃から危機管理を踏まえた衛生管理体制を構築しておく。食中毒等（疑いを含む）の際の、教育委員会との連絡責任者、マスコミ等対応責任者、学校医及び保健所等の対応者等を決めておくこと。

### 1 食中毒等（疑いを含む）の対応

#### (1) 学校の対応

##### ア 検食で異常を認めたととき

ヒスタミン食中毒では、食べた時に舌のしびれがあったり、食後30分程度で顔面紅潮、かゆみ、じんましん等の症状を発症したりする場合がある。市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）・保健所等と連絡をとり、ヒスタミン食中毒の疑いのある場合は給食を中止すること。その他、異味・異臭等の異常を感じた際も給食の中止を検討すること。

共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも速やかに連絡すること。

異常を感じた給食については、全て保管しておくこと。

##### イ 給食後に異常を認めたととき

食中毒の原因となる細菌等によっては、下校前に校内で発症するものもあること。

異常を訴える幼児児童生徒や教職員が多い場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとること。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに、学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡すること。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）、保健所等へ連絡し指示を受けること。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」によりFAX又は電子メールで速やかに行うこと。

(7) 給食の残り等がある場合は、そのままの状態でも保管しておき、その取扱いは保健所等の指示に従うこと。

(E) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が必要となるので、迅速に対処すること。

##### ウ 登校後の健康観察で異常を認めたととき

日常における健康観察の結果、欠席が急増し、登校者の中にも発熱、下痢等の異常が多く発見された場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとる。この際、感染症発生時の措置と両面から初期対応を実施すること。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに、学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡すること。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）、保健所等へ連絡すること。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」によりFAX又は電子メールで速やかに行うこと。

(7) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が

必要となるので、校長以下迅速に対処すること。

(I) 二次感染予防に当たっては、差別や偏見が生じることのないように十分配慮すること。

## エ 時間外や休日に異常が発生したとき

時間外や休日に多くの幼児児童生徒が医療機関を受診した場合には、学校医、医療機関、保健所等と学校が連絡を取り合い、食中毒及び感染症の情報を共有し適切に対応できるようにすること。食中毒（疑いを含む）の場合は、ウの場合と同様の措置をとること。

### (7) 保護者から連絡があった場合

- a 氏名・学年・学級、症状、最初に異常を感じた日時と状況・場所、発症前2週間の特に思い当たる食べ物・家庭と給食以外の食事の状況、同居者の健康状態、医療機関の受診の有（医療機関名）・無、医師の所見を確認し、記録。
- b 医療機関で診察を受けている場合は問い合わせ、症状や原因、他の事例等を医療機関に確認。
- c 登校の是非等、本人への対応を保護者と相談。
- d 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応。

### (4) 医療機関から連絡があった場合

- a 幼児児童生徒の氏名、症状や診断結果、保健所への届け出、他の事例を医療機関に確認。
- b 保護者に問い合わせ、症状や原因等を確認。
- c 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応。

## オ 詳細な調査や措置

校長は、次のような対応を想定し衛生管理に関する校内組織に基づき、教頭、保健主事、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の役割を確認し、指示すること。なお、危機管理体制を構築する際は、担当者が発症した場合のことも想定しておくこと。

(7) 校長は、学校給食の中止について教育委員会・保健所等と相談の上、速やかに判断すること。

(4) 校長又は教頭が保健所、報道関係に対応にあたること。

保健所の立入調査の際は、担当者を定めて適切に対応すること。

- a 学校においては次の書類等を準備すること。
    - ① 食中毒（疑いも含む）の発症状況（全校の幼児児童生徒の学級ごとの欠席状況、症状、兄弟姉妹関係）の記録→学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
    - ② 校内での嘔吐・下痢等の対応状況の記録、学校給食以外の共通食の有無（授業等での飲食・学校行事・地域行事等の参加者の把握と発症状況）の記録
    - ③ 学校での給食用物資検収表
    - ④ 配送記録（受配校）
    - ⑤ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
    - ⑥ 給食当番等の健康記録票
    - ⑦ 検食簿
    - ⑧ 貯水槽等の管理・点検記録等
    - ⑨ 配膳室の平面図
    - ⑩ その他
- \*③から⑦は発生前2週間分

b 調理場においては次の書類を準備すること。

- ① 献立表（使用食品を記載したもの）
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 給食用物資検収記録
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
- ⑦ 学校給食日常点検票
- ⑧ 加熱等温度記録簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果記録
- ⑩ 調理場の平面図
- ⑪ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内であれば提出する。

\*①から⑧は発生前2週間分

(ウ) 校長は、保健主事に学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むための学校保健委員会等の開催を指示すること。

(エ) 家庭への伝達を、緊急連絡網により、速やかに行うこと。その際、個人のプライバシーや人権を侵害することがないように十分注意すること。電子メールにより連絡を行う場合は、確実に受信されたかどうかを確認すること。

保護者への迅速な連絡は、家庭内の二次汚染防止につながる。また、正確な情報の提供は不安感の払しょくにつながる。このため、保護者への情報提供は随時行い協力を求めること。

(オ) 保健所や学校医の指示のもと、原因究明のための調査に協力すること。

全校の幼児児童生徒の健康状態及び喫食状況を把握するとともに、欠席者については必要に応じて家庭訪問による調査や相談を行うこと。

(カ) 幼児児童生徒に対して緊急の全校集会などで、食中毒の発生状況、食中毒に関する知識、手洗いの励行などの健康管理面の注意事項、食中毒に罹患した幼児児童生徒やその家族に対して差別や偏見をもった対応をしないことなどについて必要な説明及び指導を行うこと。

(キ) 教育委員会、保健所、その他の関係機関に対して、症状のある幼児児童生徒教職員の状況等について終えんまで定期的に報告し、指示を求めること。

## (2) 共同調理場の対応

検食（調理場・学校）で異常を認めたととき、学校から児童生徒の健康状態や欠席状況等に異常があったと連絡があったとき、調理従事者からの体調不良の報告が多くある等通常と異なる状況であるとき、時間外や休日に異常が発生した連絡があったときなどは、次のような対応を実施すること。

ア 教育委員会と、保健所、各受配校との連絡体制についての確認を速やかに行うこと。

イ 給食や残っている食材等については、全て保管しておくこと。

ウ 学校給食従事者の健康状態を確認すること。

エ 食中毒（疑いを含む）の際に必要な次の書類を準備すること。

- ① 献立表（使用食品を記載したもの）
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 給食用物資検収記録
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
- ⑦ 学校給食日常点検票
- ⑧ 加熱等温度記録簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果記録
- ⑩ 調理場の平面図
- ⑪ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

\*①から⑧は発生前2週間分

### (3) 市町村教育委員会の対応

校長・共同調理場長から食中毒（疑いを含む）の集団発生の連絡を受けたときは次のような対応を行うこと。

ア 速やかに県教育委員会（教育事務所→健康学習課）に、以下のことを連絡（電話及びFAX又は電子メール）するとともに、担当者を学校に派遣し、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努めること。

- ① 県教育委員会との担当者の職・氏名
- ② マスコミ対応者の職・氏名
- ③ 学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
- ④ 市内統一献立や共通使用食品がある場合及び共同調理場の受配校、共同調理場の場合は、市内各学校の状況

イ 校長に対して学校給食の中止など当面の措置について必要な助言を速やかに行うこと。

ウ 保健所の学校への立入検査に立ち会うこと。

エ 患者等の受入れ医療機関への情報提供を行うこと。

オ 食中毒の再発や二次感染防止の措置を行うこと。

カ いじめなどの不当な取扱いが行われないよう学校に必要な指導を行うこと。

キ 次の書類を速やかに準備すること。

- ① 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告書  
\*学校給食衛生管理基準の施行について 別紙4-1
- ② 学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）  
\*学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
- ③ 献立表（使用食品を記載したもの）
- ④ 作業工程表
- ⑤ 作業動線図

- ⑥ 温度記録簿（学校分・調理場分）
- ⑦ 給食用物資検収表（学校分・調理場分）
- ⑧ 検食簿（学校分・調理場分）
- ⑨ 保存食記録簿
- ⑩ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録（学校分・調理場分）
- ⑪ 給食当番等の健康記録
- ⑫ 学校給食日常点検票
- ⑬ 学校給食従事者の検便検査結果
- ⑭ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑮ 保健所の指示事項
- ⑯ 学校医等の指示事項
- ⑰ 配膳室・調理場の平面図
- ⑱ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

\*③から⑫は発生前2週間分

\*共同調理場からの受配校の場合は、各受配校の児童生徒数と教職員の人数等

ク 衛生部局の報道発表・記事等を随時、県教育委員会へ連絡

ケ 終えんしたら、報告書を作成し県教育委員会へ報告

学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）様式2(2)

#### (4) 学校給食が原因又は原因と疑われる食中毒等が発生した場合の報告

平成21年4月9日付け21教健第23号「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）」に基づき、学校において給食による感染症・食中毒等健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合に報告することとしていたが、「学校給食の管理と指導」の改訂により、今後は下記により報告するものとする。

##### ア 報告・連絡経路

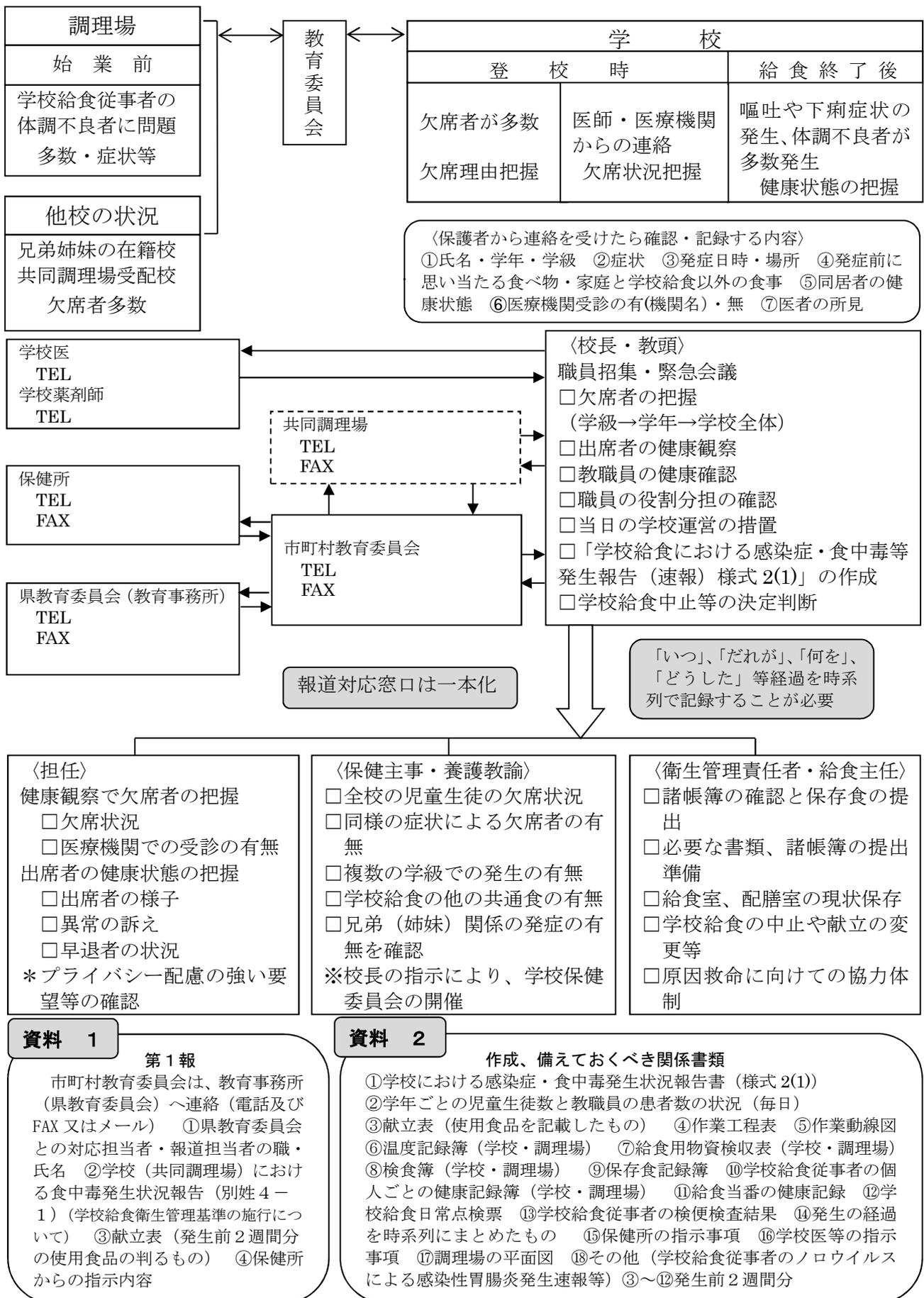
「食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図」により行う。

区 分	掲 載 ペ ー ジ
市町村立学校（名古屋市を除く）	128ページ
名古屋市立学校	129ページ
県立学校	130ページ

##### イ 報告書の様式

区 分	報 告 書 の 名 称	様式番号	掲載ページ	備考
発 生	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）	2(1)	107ページ	
	学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告	別紙4-1	109ページ	市町村教委作成
終えん	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）	2(2)	108ページ	
	学校における感染症・食中毒等発生状況報告	別紙4-2	110ページ	県教委作成

(5) 食中毒等（疑いを含む）発生時の学校における初動対応例



## 学校給食における感染症・食中毒等発生報告 (速報)

報告日：平成 年 月 日 ( )

1	ふりがな											
	学校名											
2	ふりがな											
	校長氏名											
3	ふりがな											
	学校の所在地											
4	報告者職・氏名					電話番号						
5	病名	(不明の場合には疑われる病名)										
6 感染症・食中毒等の発生状況	(1) 発生年月日	平成 年 月 日 ( )				(不明の場合には診断年月日)						
	(2) 患者数及び欠席者数	学年	児童生徒数			患者数※			欠席者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		1	( )	( )	( )							
		2	( )	( )	( )							
		3	( )	( )	( )							
		4	( )	( )	( )							
		5	( )	( )	( )							
		6	( )	( )	( )							
	特別支援	( )	( )	( )								
計	( )	( )	( )									
7	臨床症状の内容	腹痛 名、発熱 名、下痢 名、嘔吐 名、嘔気 名										
		悪寒 名										
8	通報先	(1) 学校医 (2) 教育委員会 (3) 保健所 (4) その他 ( )										
9	その他参考となる事項	発生の経過等										

注 1 6-(2)児童生徒数の欄の ( ) については、給食を食べた人数を記入すること。

注 2 教職員については、6-(2)の備考欄に該当人数を記入すること。

注 3 共同調理場の受配校の場合は、「9 その他参考となる事項」欄に、共同調理場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

注 4 その他参考となる事項は、必要に応じて別紙とすること。

## 学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）

報告日：平成 年 月 日（ ）

1	ふりがな														
	学 校 名														
2	ふりがな														
	校 長 氏 名														
3	ふりがな														
	学校 の 所 在 地														
4	報告者職・氏名										電話番号				
5	(1) 病 名	(不明の場合には疑われる病名)													
	(2) 発 生 年 月 日	平成 年 月 日（ ）									(不明の場合には診断年月日)				
	(3) 終えん年月日	平成 年 月 日（ ）													
	(4) 発 生 の 場 所														
	(5) 患者数・欠席者数及び入院者数	学年	児童生徒数			患者数※			欠席者数			入院者数			備 考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		1	( )	( )	( )										
		2	( )	( )	( )										
		3	( )	( )	( )										
		4	( )	( )	( )										
5		( )	( )	( )											
6		( )	( )	( )											
特別支援	( )	( )	( )												
計	( )	( )	( )												
(6) 発 生 の 経 過															
6	患者及び死亡者発見の動機														
7	感染症・食中毒の発生原因														
8	感染症・食中毒の感染経路														
9	臨床症状の概要														
10 発 生 措 後 置	(1) 学校 の 処 置														
	(2) 学校 の 管 理 機 関 の 処 置														
	(3) 保健所その他の関係機関の処置														
11	そ の 他 参 考 となる 事 項														

注 1 5-(5)児童生徒数の欄の（ ）については、給食を食べた人数を記入すること。

注 2 教職員については、5-(5)の備考欄に該当人数を記入すること。

注 3 必要に応じて別紙とすること。

## 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) ( 時 分 )				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
	患 者 等 数	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		う ち 欠 席 者 数				
		年 月 日	う ち 入 院 者 数			
		現 在	う ち 死 亡 者 数			
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前 2 週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちに F A X にて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
- 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
- 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名※																		
2 学校の所在地※																		
感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1)病 名※																	
	(2)発生年月日※																	
	(3)終焉年月日																	
	(4)発生の場所※																	
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数	区 分	児 童 生 徒 等 数			患 者 数			欠 席 者 数			入 院 者 数			死 亡 者 数			備 考
		学 年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6)発生の経緯																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1)学校の措置																	
	(2)学校の管理機関の措置																	
	(3)保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 そ の 他 参 考 と な る 事 項																		

(注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式2」によりFAXで報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。